

臨時営業施設使用料

区分	使用単位	使用料		備考
		試合又は競技で入場料を徴収する場合	試合又は競技で入場料を徴収しない場合	
場内又は場外で臨時営業をする場合	1日につき	2,580円	890円	1.従業員は、5人以内とする。 2.施設規模は、1につき3.3平方メートル程度とする。 3.使用単位の1日とは、施設の連続した使用時間の使用をいう。
立売人の場合	1人1日につき	1,120円		

附属合宿所 宿泊使用料

区分	使用単位	使用料
高校生以下	1人1泊につき	670円
一般		780円

・「一般」は、アマチュアスポーツ又は学校教育若しくは社会教育の活動で使用する者に限る。

附属合宿所 冷暖房使用料

区分	使用単位	使用料
冷暖房	1人1泊につき	110円

附属合宿所 食事料金

区分	料金
朝食	580円
昼食	580円
夕食	900円

専用利用料金（市営武道館・市営相撲場）

施設使用料

柔道場、剣道場又は弓道場を単独で使用する場合及び、相撲場の全部を単独で使用する場合

区分	使用単位	使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	250円
	一般	500円
その他の催物に使用する場合	1時間につき	1,520円

会議室並びに電気及び暖房使用料

区分	使用単位	使用料	
会議室	アマチュアスポーツに使用する場合	300円	
	その他の催物に使用する場合	610円	
電気の使用	アマチュアスポーツに使用する場合	—	
	その他の催物に使用する場合	定格消費電力1キロワット当たり1時間につき	50円
暖房の使用	シャワー	1人1回につき	100円
	会議室	1室1回につき	100円

米沢市営北村公園テニスコート使用料

区分	使用単位	使用料
テニスコート	高校生以下	110円
	一般	210円
夜間照明	1面点灯30分につき	290円

ご利用料金一覧（令和元年10月1日改定）

個人利用料金（体育館・武道館・相撲場）

個人利用券

〔体育館・トレーニング室・武道館〔柔道場、剣道場又は弓道場〕・相撲場〕

区分	使用単位	使用料
小学校の児童及び中学校の生徒	1人1回につき	40円
高等学校の生徒		100円
一般		200円

・個人利用券の使用単位の「1人1回」とは、4時間以内の使用をいう。

回数券

（体育館・トレーニング室）

区分	使用単位	使用料
小学校の児童及び中学校の生徒	1冊につき	270円
高等学校の生徒	※個人利用券8枚つづり	560円
一般		1,120円

通用券

（トレーニング室・武道館〔柔道場、剣道場又は弓道場〕・相撲場）

区分	使用単位	使用料	
トレーニング室	高等学校の生徒	通用券の期間につき	6,810円
	一般		10,120円
武道館	小学校の児童及び中学校の生徒	通用券の期間につき	910円
	高等学校の生徒		1,830円
	一般		2,760円
相撲場	小学校の児童及び中学校の生徒	通用券の期間につき	910円
	高等学校の生徒		1,830円
	一般		2,760円

※使用単位の「通用券の期間」とは、当該通用券を交付した日から1年間をいう。

専用利用料金（市営体育館）

米沢体育館施設使用料金（主競技場の全部（ステージを含む。）を専用使用する場合）

区分			使用料 (1時間につき)	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を徴収しない場合	高校生以下	760円	
		一般	1,520円	
	入場料金を徴収する場合	高校生以下	1,520円	
		一般	3,050円	
その他の催物に使用する場合	入場料金を徴収しない場合	営利を目的としない場合	平日	5,730円
			日曜日等	6,880円
		営利を目的とする場合	平日	13,160円
			日曜日等	15,800円
	入場料金を徴収する場合	営利を目的としない場合	平日	11,470円
			日曜日等	13,760円
		営利を目的とする場合	平日	26,340円
			日曜日等	31,600円

1. 各区分の使用単位は1時間につきとし、使用時間が1時間未満の場合又は1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。以下同じ。
2. 午後10時以降の使用についての使用料は、使用時間1時間につき各区分の使用料金の2倍に相当する額とする。以下同じ。
3. 区分の「高校生以下」とは、幼児、小学校の児童及び中学校又は高等学校の生徒をいう。以下同じ。
4. 区分の「入場料金を徴収する場合」とは、入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合をいい、「入場料金を徴収しない場合」とは、これ以外の場合をいう。以下同じ。
5. 区分の「平日」とは、使用する日が月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次項において「休日」という。）を除く。）をいう。以下同じ。
6. 区分の「日曜日等」とは、使用する日が日曜日、土曜日又は休日の場合をいう。以下同じ。

施設使用料金（主競技場の北側又は南側の2分の1を専用使用する場合）

区分	使用単位	使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	330円
	一般	670円
その他の催物に使用する場合	平日	2,580円
	日曜日等	3,030円

設備使用料金

区分	使用単位	使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	放送設備	1時間につき 330円
	電光掲示板	1組1時間につき 330円
	集会用椅子	1脚1日につき 5円
	フロアシート	-
	会議室	1室1回につき 300円
その他の催物に使用する場合	放送設備	1時間につき 670円
	電光掲示板	1組1時間につき 670円
	集会用椅子	1脚1日につき 10円
	フロアシート	1組1日につき 16,870円
	会議室	1室1回につき 610円

・会議室の使用単位の「1室1回」とは、4時間以内の使用をいう。以下同じ。

電気及び冷暖房使用料金

区分	使用単位	使用料	
電気の使用	一般照明	主競技場の全部を使用する場合	1時間につき 330円
		主競技場の2分の1を使用する場合	160円
	特殊照明	主競技場の全部を使用する場合	1灯1時間につき 560円
		主競技場の2分の1を使用する場合	270円
	持込設備	アマチュアスポーツに使用する場合	-
		その他の催物に使用する場合	定格消費電力1キロワット当たり1時間につき 50円
暖房の使用	主競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 6,740円
		その他の催物に使用する場合	実費
	会議室	1室1回につき 100円	
	シャワー（5分間以内）	1人1回につき 100円	